

南・西外堀の復元事業に関する議会議事録集

平成19年 11月 臨時会（第3回）

市長（菅谷昭）：

次に、松本城の南・西外堀の復元及び内環状北線の整備について申し上げます。

松本城の南・西外堀の復元は、昭和52年に策定されました「松本城中央公園整備計画」で基本方針が打ち出され、現在は「松本城及びその周辺整備計画」に位置づけられております。

また、都市計画道路であります内環状北線につきましては、松本市の主要幹線道路として計画的な整備を進めてきております。

改めて申し上げるまでもなく、松本城は松本市のシンボルであり、市民の誇り、市民の宝でございます。

そしてこのたび、外堀の復元に向けた史跡指定等の基本的な方向が整理されてきましたこと、また、「市制施行100周年」という記念すべき節目の年を迎えておりますことから、次の100年に向け「お城」を中心とした魅力のあるまちづくりを推進し、次代を担う子供たちに引き継いでいくためにも、外堀の復元に着手し周辺環境を整備していくことを決断した次第でございます。

この整備につきましては、史跡指定を大前提とすることを基本に、南・西外堀の復元と内環状北線の先線を一体的に整備することとし、具体的な対応に着手してまいりますが、事業の推進に当たりましては、地元の皆様のお考えを伺いながら進めることを第一に、議会を初め関係の皆様のご理解とご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

平成20年 2月 定例会 02月27日

池田）：

次に7番目、住民参加、市民が主人公のまちづくりについてお聞きします。聞く耳を持って、市民の意向を十分に確認し、納得と合意で市政を進める。これこそ4年前の選挙のときに問われた大きなテーマの一つでした。140億円の市民会館の建設が問われたわけです。そして、そうした経過を踏まえ、今度はこの4年間に松本市民は80億円のトンネル事業についての苦渋の決断をした、そういう貴重な経験もありました。この取り組みは、全国的にも意向確認のあり方として評価の高い市民ぐるみの取り組みでした。当時の三役を先頭に、四賀地域にも出向いて結論を出してきたわけです。

そうした松本市での、市民が主人公の協働の取り組みの成果とこの教訓を踏まえて、きょうは住民参加の理念にもかかわりますが、現在松本市で具体的にになっている課題に関連してお聞きします。

一つは、**内環状北線、松本城の南西外堀の復元の事業について**です。市長は、この問題で昨年 11 月の臨時会で、「市制施行 100 周年という記念すべき節目の年を迎えておりますことから、次の 100 年に向けお城を中心とした魅力のあるまちづくりを推進し、次代を担う子供たちに引き継いでいくためにも外堀の復元に着手し、周辺環境を整備していくことを決断した。事業の推進に当たっては、地元の皆さんのお考えを伺いながら進めることを第一に取り組んでまいりたい」このように言いました。それに対して、説明会等が行われ、市民がこの提案を聞く中、関係地域住民の皆さんの中で反対の声、それからこの生活が大変な時期に、住民を町会ごと移動させて大型事業をやることには首をかしげざるを得ない、それよりも今の市民の暮らしを考えてほしいなどなどの声が寄せられています。私は、この問題は仮に実施に移されるとするならば、この四賀直結道路に続く、規模も金額も大きな事業になります。この取り組みについて、住民参加という観点からどのように進めるつもりなのか、このことを改めてお聞きしたいと思います。

市長（菅谷昭）

次は、市民が主人公のまちづくりに関するご質問であります。まず、**南西外堀復元の問題について**ですが、この事業は平成 11 年に策定した松本城及びその周辺整備計画に基づくもので、長年の懸案事項でございましたが、実施に向けた条件が整ってきたことから、昨年 11 月に基本方針をお示しさせていただいたものであります。

実施に当たりましては、まず第一に直接影響のある、そこにお住まいの皆さんのお考え、ご意見を尊重するために、11 月に地元 3 町会合同の説明会、またことし 1 月には町会別説明会を開催させていただきました。説明会では反対、賛成を含めさまざまなご意見をいただいておりますが、**基本姿勢としましては、強引に進めることなくじっくり時間をかけ、そしてまずは地元の市民の皆さんとお話し合いをしながら進めていく所存でございます。**

こうした営みを積み重ねるとともに、お城を中心としたまちづくりは市全体に関係することですので、**地元以外の市民の皆様にも考えられ得るさまざまな方法で説明し、理解を得てまいります。**

2 回目：

池田）

住民参加の問題については、私は市長が実は 1 月 8 日の記者会見で、こういうふうにお堀と内環状北線の問題については、**記者の質問に答えております。「何度も申し上げておりますが、強引に何かするということじゃなくて、これはさっきもありました、「松本城を中心としたまちづくりの中で皆さんがどう考えていくか、ぜひ考えてください」と。むしろ私**

は、問題提起をしたんだということをはっきり記者に答えております。ですから、決して焦ってはいけない、慎重にそこにお住まいの皆さんの意見も尊重する。これは先ほどありました。そこで市長はこうも言っています。「極論を言えば、どうしてもこの松本城を中心としたまちづくりのやり方、この計画がのめないというのであれば、まちづくりは、その計画のないまちづくりで進むことになるんです」というふうにまで言及して、大事なのは市民の皆さんとの話し合いをしながらということを行っています。

ぜひ、先ほどの答弁の中で、確かに関係地域住民の皆さんの意向は非常に大事です。ご承知のとおり、そこで反対の方が1人でもいれないということになっていますが、それと同時にですね、全市民的に、この問題は投げかけるべきだ。実際にそういう形で、もう既に市長は投げかけているわけですから、具体的には直結道路のときの意向確認のような手法が求められるというふうに思います。ぜひそういう意味の取り組みも含まれているのかどうか、すなわち全市民的なそういう意向確認をする意向が、全市確認をすることが必要と思いますが、それについて改めて答弁を求めます。

◎政策部長 [登壇]

松本城南西外堀復元の進め方について、2回目のご質問にお答えをいたします。

外堀の復元に当たりましては、史跡指定が大前提でございます。そのためには、対象地域内の皆様の100%同意が必要でございます。したがって、その後地元以外の市民の皆様に対し理解をしていただくよう努めてまいります。

以上でございます。

平成23年 3月 教育民生委員会 03月10日

◆委員（池田国昭） 質問に入る前に、ちょっと最初に確認したいんですが、最近、南西外堀と言わないで、南・西というふうに言うようになったのか、その辺の経過も、私、教育民生委員会、久方ぶりなものですから、まずその点の説明を最初にお願ひしたいと思います。また、その理由は何なのかということも教えてください。

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： おっしゃるとおり、南・西外堀というふうに呼んでおります。これは松本城の一番内側、本丸を囲んでいるのが内堀といいます。それからこの市役所のちょうど前になるんですね、こちらから外堀というふうになります。それから、この東庁舎の東からぐるっと巻いているのが、いわゆる総堀というふうに呼びますが、総堀については、もうご承知のとおり、ほとんどここの分しか残っていないような状況です。

それで、外堀については、やはり東西南北がありますので、東外堀、南外堀、西外堀というふうに読んでおります。なお、北外堀につきましては、内堀とつながっている、こういうような状況です。以上でございます。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） それでは、そういうふうに呼び方を正式にしたというか、変えたのは最近ということなんですね。その時期が問題ではないんですが、私はもう南西外堀、南西外堀と、ずっと言っていたものですから、はっきり、きょう、きちんとした説明をしてもらって、呼び方も統一したほうがいいと思いますので、そういう意味で、あえて聞いているんですが、いつごろからそうなったのか。

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： 松本城の見解としましては、例えば総堀につきましても東総堀とかいうふうに、1つ1つ分けて考えております、ただ、行政的に市役所の事業として言う場合は、南・西外堀というふうに表記するのが、ナンセイ外堀というふうに読まれてしまったりとかいたしておりますが、正確には松本城の見解をとっていただきたいと思いますので、南外堀、西外堀、あるいは南・西外堀というふうにしていただくというか、そういう形で取り扱いをお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） はい、わかりました。じゃ、私もこれから南・西外堀と。この 477 ページの南・西外堀復元事業費の関係でお聞きしたいのは、**実はこの南・西外堀の史跡指定の関係で、当初は文化庁ですか、すべての人が了解がなければ史跡指定がされない、できないという説明でした。いつごろからそれが表現は部分的と言ったかどうかは、ちょっとあれですけども、何かいろんな表現があるのですが、ブロック指定でも構わないという表現が出てきているんですけども、ちょっと、いつごろから、そういうふうに変ってきたのか。**

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： この件につきましては、文化庁と何回か協議をしておりますが、平成 21 年 7 月に文化庁を所長と担当者が訪問して協議をしたときに、そういう部分的にというようなお話も指導として出たというふうに理解をしております。文化庁といたしまし

でも、史跡の保護というのは非常に重要なことでありまして、開発だとか、いろんなことの中で積極的にやっていくというのは難しいということでもありますので、例えば部分でも今後、史跡保存のためにやっていくと、それなりに対応していくというような、そういう内容だったと思います。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） わかりました。私も大前提として、きのうも本会議で松本市は一言で言えば松本城ということで、いろんな条件がそろったり、そういう意味では財政的にも市民生活の関係からも無理なく、後でも松本城の復元議論されますけれども、第9次基本計画の中では、今度は城下町という表現が出ましたということ、私は前回の全員協議会の場でも言って、これは大きな変化、しかも5年間でやるというところに、計画で入れるということになると、質的な変化があるなということ指摘した経過があるんですけども、可能性とか、そういうことができるのであれば、私は松本城の関係、復元というか、そういうまちづくりをすることを否定するものではありません。

しかし、実はこの南・西外堀復元事業というのは、一番最初の議会との約束という言い方も変ですけども、それから、菅谷市長が、私の記憶では、たしか2期目の選挙の直前あたりから、このことを言い出して、そのことの本会議での答弁も、あくまでそれは住民の皆さんの合意が大前提だと。それで例の道路も、道路のほうは今までの事業の進め方からいって全員参加ではなくても、全員賛成でなくても、今までの道路はできると、都市計画道路は。でも、南・西外堀がある以上は、この史跡指定は反対者が1人でもいれば、この事業は進まないんだよという説明がされてきたし、実際にそういう答弁があったと。私がお聞きしたいのは、文化庁がそういう見解を出そうが出すまいが、この事業を進める大前提であったはずの、そういう市民への説明やら、議会での関係の説明やらについてはクリアしていないですよ。文化庁がそう言ったからといって、じゃ、文化庁がそう言ったから全員賛成でなくても事業を進めるんだというふうには即ならないんです。私はそういう認識だったんです。

ところが、いつの間にか委員会の報告やら聞くと、もうそれは別に文化庁がオーケーしたんだから問題ないんだということで、どんどんと事業が進むような形になっているんですが、これについてはどういうふうに考えたらいいいんですか。

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： 少し説明の言葉が足りなかったと思っております。先ほどの文化庁のお話につきましては、一般論としてそういう、理想的に言うと全体一括が理想的なんでしょうけれども、全国いろんなところを見ていると、そうも言っていられない、やは

り事情がありますので、文化庁としても、その辺は柔軟に対応しています、柔軟に考えていますよということだと思います。

それをまた盾にとりまして、この事業が、じゃ、分けてやっていてもいいんだというふうには理解はしておりません。委員もご承知だと思いますが、この件については、まず住民の皆様には十分説明をしていくというスタンスは全く変わっておりませんし、平成22年度においても5回の大きな説明会、あるいは地区別の小さな説明会、丁寧に説明をしております。また継続しております。そういうことです。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） 今の説明は、実際に地域の皆さんへの住民説明会、地元説明会での説明とは、かなりニュアンスが違っていると私は思います。住民の皆さんが、先ほど平成21年の7月に文化庁からそういう見解が出たことで、あたかも文化庁からお墨つきをもらったから、全員一致でなくても事業を進めることができるんですよという趣旨で地元説明会が行われています。その中のいろんな住民の皆さんの質問やら意見の中で、ここに来るまでは全員一致しないと物事は進まないと理解していたので、きょうはもう住民説明会との関係では、この事業は進まないと思っていたが、ブロックモードに進めるというのであれば考え方は私は変わったという発言をしている住民の方がいらっしゃいますよね。そのほかにも、この間、ずっとそういう地元説明会が行われておりますが、主要な説明の仕方は、今あった説明ではなくて、ブロックごとにも進められる、進めていく予定なんですよということがもう既定の事実かのような説明の仕方をしているんですが、どうですか、実際違いますか。恐らく教育委員会ではなくて、これは建設部がやっている説明会、ごめんなさい、教育委員会も参加していますね、そういう説明会ですけれども、実際はどうですか。

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： 現在、平成22年度で説明しておりますのは、やはりブロックで分けて事業を進めていくことを前提にして説明しているわけではなくて、あくまでも全体はこういう考え方を持っていますとかいうことであります。

また、いろんな反対の方もいらっしゃるでしょうし、条件つきという方もいらっしゃると思いますが、できるだけそういう意見を市としては拾い上げるように、やりやすいような環境をつくっていくことを、今一番大事に考えていたいと思っておりますので、ブロックに分けてやるとかいうようなことを前提にして事業に取り組んでいるものではないです。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） それは私その場にいたわけではないから違うかもしれませんが、こういう質問、こういう回答が出ているんですよ。住民の方が「1軒でも賛成しない方がいれば、お堀はできない」と。それに対して、「ブロック指定で指定が受けられるなら進めていきたいと考えている」ということは、ちゃんと説明していますよね。これは聞いた人が誤解をしているのか、説明の仕方が悪いのか、どっちなんですか。

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： それにつきましては、そういうやりとりはあったかとは思いますが、基本的には、まず十分説明をこちらのほうでさせていただいて、1人でも多くの人にまず理解をしていただくということを一番の目標に掲げて、現在説明会を開いております。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） それは事実と違いますよ。それはやっぱり住民の方が、そういう説明を受けた後、何と言っているかと。全員が納得しなくても進めるということなら、初めに市役所が話を持ってきたときは逆の話になるということまで発言をしている住民の方がいらっしゃるのはご存じですよ、そういう場面があったはずですよ。ほかの説明会でも、何や、話が違うではないかと。私自身も冒頭に申し上げたとおり、いつの間にか文化庁お墨つき、指定が受けられれば、ブロックごとでも進められるという話にいつの間になっているんですよ。ここは冒頭にも申し上げましたが、私はできることなら、それはお堀の復元やら、後ほど総務委員会でも議論されているかと思えますけれども、大手門のいろいろやら、できるものなら、それは松本市に松本城ですから進められることにこしたことはないですけれども、でも一番の出発点はちゃんと確認をして、文化庁が何を言おうが言うまいがです。そのときは文化庁は全員参加が前提だと言ったから、市が前提だと言ったと思うんですが、文化庁が変えたからといって、市は変えちゃいけないんですよ、私はそう思いますよ。そここのところが、言葉として言えば、なし崩し的に何となく、文化庁が緩和したから、すなわち何というんですか、ハードルが低くなったと。そういうふうになると、それでは、もう残りは何ですか、ブロックごとにぼんぼんでやられて、あと残ったうちは、あなたのうちだというふうな形になってしまうと、最後は私のうちだけかいというようなことも含めての住民の皆さんの気持ちや心配が、そこに今移っていますよ、はっきり言って。そんなことになったら、それはあなたのうちだけ反対したからこんな堀になったというふうに当然、将来言われるんですから。あとは時間が解決するかなのような形で進めるということは、当初の説明とは全然違いますか、どうですか。

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： この件につきましては、今、委員ご指摘、一番心配されているような経緯が過去の説明会でもやりとりがあったわけですから、それを十分踏まえまして、これからの取り組みに生かしていきたいというふうに思っております。

一番大事なのは、先ほどからも申し上げておりますが、一人でも多くの住民の皆様に、しっかりと納得をしていただいて、この事業を進めていく、そのことに尽きると思っておりますので、そのためにはいろんな努力をしていかなければいけないというふうに思っています。

○委員長（村瀬元良） 基本はそういうことですので、それをあれして質問してください。

◆委員（池田国昭） 私はこの当初予算に賛成すべきか、態度を決めるに当たって今、お聞きしたんですよ。

ちょっと委員長にお願いですが、私はまだ、きょうの段階では保留にさせてもらいたい。建設委員会の抱き合わせの道路工事のことも、あしたの建設委員会で議論されますし、それから、この後、この第9次基本計画の関係もあるので、そういう意味で質問したいんですけども、そうすると、当初の方針どおり、文化庁が何を言おうが変えようが、松本市は菅谷市長がやろうとしている上では、少なくとも地元の皆さんは全員参加が大前提と、逆に言うと、1人でも反対があればやらないということで、当初の方針どおりでいいですか。

○委員長（村瀬元良） 教育部長。

◎教育部長： 国の考えを受けとめる中で、南・西外堀の復元といったことを考えてきたわけですが、1人でも反対者がいたら、この事業はできないというのは、確かにそういう説明が国からなされて、それを受けてのことで地元にもお話をしてきたということだと思いますが、じゃ、国の考えが、一部反対の方がいても事業自体は、全体の事業は進みますよという考えを取り入れていただいたということは大きな変化ですので、これを地元にお話しして、これまでこういう考えで来ましたが変わりましたと。それも踏まえて事業説明を受けてくださいということを説明会でお話をしてきたんだと思います。

委員、おっしゃるような、そういう市民の方の声を私、直接は聞いてはおりませんでしたが、報告では受けておりました。やはりこの考え方が変わる方も出るのかなというふうには受けとめておりましたが、じゃ、市が今後この事業を進めていく中で、100人といいますが、100%が賛成に回らなければ、この事業は一切やらないというのは、やっぱりそれは少しかたくな過ぎるというふうに理解しておりますので、国の新しい方針といえますか、

考え方を、やはり地元にお話ししながら進めていきたいというふうに思います。

○委員長（村瀬元良） 意見は意見として、池田委員、どうぞ。

◆委員（池田国昭） それは違うと思うんですよ、そこがポイントだったんですよ。だから、そもそもこの事業は文化庁の見解もあって、だけれども、その後、だからとたしか言ったと思うんです、私も議事録をもう一回調べますけれども、だから、**1人でも反対者がいれば進められません**と言ったんですよ。これは文化庁の見解を伝えたわけでも何でもなくて、松本市の方針として、そういうこととして菅谷 昭は進めますということを、本会議で市長として私は述べていると思うんですよ。そうすると、それは方針ががらっと変わる、変えるということと言うならいいですよ。それは変えても構いませんから、別に。ただし、委員会の中で、この間の教育民生委員会の中で、正式なことが正式に、そういうことが議論をされて、そういうふうに変えましたと、それでもいいですかということを諮った経過というものはあるんでしょうか。市の方針として変えますというふうにした経過というものはあるんですか。ないと思いますよ、残念ながら。

○委員長（村瀬元良） 松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： 今まで教育民生委員協議会にも何回かお諮りをしておりますが、個別に意向調査とか、そういった部分での結果であったりとかしていると思います。ですので、**1人でも反対があれば**というお話なんです、その反対がないように取り組んでいるという、**今途上にあるというふうに理解しておりますので**、どうかそのようなことでご理解いただければなと思います。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） この予算が、当然議会ですから、賛成、反対で決まっていくわけで、それにしても、もう繰り返す必要はないので割愛しますけれども、当初の計画と違うことを進めるようでは、私はやっぱりまずいかなと。市民への説明を、少なくとも地元の地権者だけではなくて、全市民的にもそういう説明ではなかったはずで、**この事業は1人でも反対者がいれば、都市計画道路と違うと。道路の場合は確かに違いました。でも、だからこそ今回は道路と違うけれども一体だから道路もできませんという説明も含めて、1人でも反対者がいれば道路の拡幅もできません、内環状北線もできませんと。ずっとそういう経過で来たはずですけども、そのことを前提として、この予算を提案しているということによろしいですか、それだけ確認させてください。**後で態度表明は委員長、すみません、きょうのこの段階では、私はぜひ保留にさせてもらって、最終的な意思は建設委員会

等のできるものにしますので、判断する上でも、今の質問にぜひ答えていただきたいと思っています。

○委員長（村瀬元良） 今までの説明以上でありますか。
松本城管理事務所長。

◎松本城管理事務所長： おっしゃるとおり、そういう認識で結構だと思います。

◆委員（池田国昭） それでいいですか。

◆委員（大久保真一） いけないでしょう。

◆委員（池田国昭） ちょっと待ってください、それでいいならいいです。

◆委員（大久保真一） そんな認識じゃ、物は進まないよ。

◆委員（池田国昭） だから、そこなんです問題は。

○委員長（村瀬元良） ちょっと待ってください。
池田委員。

◆委員（池田国昭） 訂正されても構いませんし、議会とは議論だから、一たん、一度言ったことは、絶対にうそを言うてはいけないと私は言うつもりはないんですが、ただ、大事な点だから確認したいんですよ。それならばそれで、ちゃんとそういう過程を踏んでください。踏まないとこれは通せない。そこを言っているんです、私は。

○委員長（村瀬元良） 教育部長。

◎教育部長： 100%の賛成という論議ということではなく、私のほうは、この予算をつくるについては、南・西外堀の復元という事業を計画してあるわけで、この復元事業は、国が新しく示した考え方に基づいて、実行できるものという前提で組んでありますのでお願いします。

○委員長（村瀬元良） 池田委員。

◆委員（池田国昭） 最後と言いながら、繰り返さざるを得ないのは、そういう答弁があ

るので、私ももう一度、じゃ、自分でこの間のこの話が出たとき以降の会議録を全部調べてみます。私の記憶では違うと思っているんです。ですから、ぜひ時間をください、きょうは保留にさせていただきます。

以上です。

○委員長（村瀬元良） 池田委員は保留ということですね。

◆委員（池田国昭） うん、この段階ではね。

○委員長（村瀬元良） ほかにどなたかありますか。大丈夫ですか。

（発言する者なし）

○委員長（村瀬元良） それでは、ほかに質疑等ございませんので、採決をいたします。

議案第 45 号 平成 23 年度松本市松本城特別会計予算について、これを可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あります」と呼ぶ者あり）

○委員長（村瀬元良） 保留 1 名、異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は可決すべきものと決しました。

平成 23 年 1 2 月 建設・教育民生合同委員協議会 12 月 09 日

◆委員（池田国昭） まず、最初に協力できない 18.4%という方々が内環状北線、南外堀、西外堀ということで合計 30 人いて、その 30 人の内訳として、理由別内訳が 27 人と 3 人ということになっていますが、その 27 人を内環状北線、南外堀、西外堀と分けるとどういうふうに分布するのか。同様にイの部分で、事業には反対ではないけれどもというこの 3 人の方は、内、南、西というふうに分けるとすれば、どういうふうに分布するのか、まず教えてください。

◎松本城周辺整備課長： 申しわけございません。そこまでの分類はしておりません。

◆委員（池田国昭） 私としては、これ非常に大事な数字かなと思っているので、きょう、ここで間に合わないと言われるとちょっと話が進まない面もないわけじゃないですが、言っている意味はわかりますよね。27 人の内訳が内、南、西と、これがさっき西外堀、西の

人数が多いということとも関連するし、今後の問題とも関連するので、ぜひこれは早目にお聞きしたいし、きょうは委員長、これ報告事項ですから、どういうまとめになるかわかりませんが、ちょっと私、後でまとめのときにも意見を申し上げるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

それから2つ目の問題ですが、いいですか。先ほども既に話題となっていますけれども、市道 1057 号線は、実際は簡単に早めて言えば、南外堀のこの内環状線と同様に、いわゆる一体の事業という方向性が出たということですよ、ある意味。それでそうになると、先ほど増田委員もおっしゃっていましたが、私はこのことは私も知らなかったといえば、何だと言われるかもしれませんが、ここに道路、すなわち車が通れるようにするのか、単なる歩行者専用の歩行者が通ればいいのかとするのか、現状では2メートルぐらい残るといふ、今お話でしたけれども、そのことの説明も最近になって始めたというふうにもお話を聞きましたが、これは議会にはいつごろからこういうこと、すなわち西外堀と一体で市道 1057 号線というのは、いつごろから議会には報告されていましてか。ちょっと私もことし初めて建設委員のほう……。

◎松本城周辺整備課長： 市として、この方向をきちんと打ち出したのは今回が初めてとなります。

◆委員（池田国昭） わかりました。

そうすると、またこれ新たな検討やら、先ほどの新しい地権者というか、同意を得なければならない、道路の拡幅は、何度も言いますが、別に全員賛成でなくてもできるといえばそれまでですけれども、ただ南外堀との関係での内環状と同様に一体に進めていくということになれば、また全体の関係者がふえて、少なくとも地元の方々にはそういう説明をしていく必要があるなというふうな、改めて今思ったものですから、説明はしていくということですが、

それで、さっきの1番目の質問に戻りますが、この27人とか3人の分布がわからなくていけないのですが、前回の議論をして結論が出ずに残されている問題が、この史跡指定は全員一致が原則と、道路拡幅は別段それは必要ないけれども、一体工事である以上は事実上、史跡指定の全員一致が進まなければ、全員の賛成が得られなければ進めないということで、やりとりをした経過がありますよね。

ことしの3月のたしか教育民生委員、これは協議会だったか委員会だかちょっと忘れちゃいましたが、そのときにちょっと私が質問をして、正式に教えてくださいと、自分でも調べますと言って述べているんですけども、いわゆる分割というか、当時使われた言葉では史跡指定がばらばらでも、いわば、何というんでしょう、お城を攻めるときにはお堀をすべて埋めて天守閣に攻めあげるといふ方法がありますが、この場合にはお堀を掘って残った人を攻めあげるといふ、そういうことにもなりかねないような、ここだけ掘って1

軒残っているという可能性があるということも、決して不適當でも何でもないので、そういう事態が心配されますよねということも、ブロックモードという言葉を使っていますが。

でも、きょうの話を聞いていると、先ほど大久保委員も言っていますけれども、時間をかければ結局理解をしていただけるということを前提で進めていくと。さっき 10 年、11 年という話でしたが、忠地委員は 20 年とまで言いましたが、それはここからは発言を少し慎重でなければいけないのですけれども、反対をされた方もいろいろな意味でそのことがなくなる、意見がなくなるだろうということも含めて、それは 20 年といえればかなり長い時間ですから。そういうことなんかで、そういうことも見越した形で、いずれは時間をかければ理解をしていただけると思うということを行っているのか、実は心配なんです、私は。

少なくとも、さっきの分布の関係でいえば、その中に絶対事業自身に反対ということで反対をしている方がいらっしゃるんですね。条件関係なしに。とにかく事業そのもので反対という方が 27 人、このうち南外堀と西外堀が、人数がどうしても欲しいんですけども、このこととの関係では、いつの時点で、この間も宿題になっているんですけども、どの合同委員会だったか、ちょっと忘れちゃったけれども、分割していいんだということを提案し、議会に対しては了承を得たのか、その辺はわかりますか。まずその点を確認したいと思います。

◎松本城管理事務所長： 今の部分指定ということ、という言い方もありますし、段階的指定とも説明できるかと思いますが、平成 20 年 11 月 18 日に教育民生・建設合同委員会が開かれております。そのときに、文化庁の考え方といたしまして、本来、史跡指定というのが全員よいですよということでもありますし、松本城の場合、面積も広いですし、関係者も大変多いということで、これはとても困難なことでしょうということだと思います。その辺を文化庁としても、柔軟に考えて許可するというのをそのときにご報告しております。

そのときの集約としては、聞きおいたというふうな話でした。

この問題、大変ナイーブな問題だと思います。市としても、本当に慎重にやっていかなければいけないと思いますし、ただ過去のそういった公共事業でも強い反対をいただいても、最終的にはご納得をいただいてご協力いただけたということが多々ありますし、そういう形でも、時間をかければそうなるかというところを信じるかどうかということというよりも、何とか市としては、こちらの誠意、それから事業の重要性とまちづくりとしての大切さ、こういったものをご理解いただいて進めていきたいというふうに思いますけれども。

◆委員（池田国昭） 今お話があったとおり、聞きおいたということは、当然その分割指定か、一部指定か、まあそういう見方の報告はあったけれども議会としては認めてない、

というとなんなことまで言ったわけではないと、当時の委員が言うかもしれませんが、全体の集約としては、聞きおいたということは事実上認めていないということですから、私はそのことがうんと心配なんですよ。

すなわち、議会との関係でいえば、聞きおいたから、じゃ進めてはいけないよという、そこまで私は強く言うつもりは、前回の中でも、今回もないんですけれども。でも、実際に一番最初にこの松本城の南・西外堀及び内環状北線という話のときに、一番最初はそうではなかったはずなんですよね。もともとの問題の提起の仕方、菅谷市長が2期目に立候補を表明する、その前の段階の議会の中でも、基本的には松本城の周辺整備は大事なことでけれども、あくまで住民や市民の皆さんの合意を前提で進めるんだという、そういう中で進められてきたのに、ちょっと私は一言でいえば強引と。当時の約束とまでは言われないかもかもしれませんが、やり方が違うんじゃないですかと。

それで前回の、さっき言った議論の中でも、ことしの3月の中でも、こういうとまた失礼かもしれませんが、**理事者の答弁の、答弁者によってはニュアンスがかなり違う答弁がされて、きょうにまで至っているはず**です。私はそのとき教育民生委員だったものですから、その記録がちゃんと残っていますし、改めて今確認をしていますけれども。

だから、**どの時点で全員一致が望めないのやめるんですかと、どこで判断するんですか**ということが一番焦点になるということも質問をし、でもそれはどの時点とは言えない。全員の賛同を得るまで頑張るんだということで発言が終わっていますけれども。そういうことになれば、いつまでたっても判断はせずに理解してもらうまで、この事業は続けるんだということにイコールですよ。すなわち、それが手法だと言われれば、それまでですけれども。私はそれじゃない、それでは今までとの経過からいくと違うんじゃないかというふうに思うんですが、まずその点だけ最初にお聞きしたいと思います。

◎建設部長： **これまで理事者のいろいろ見解、それぞれ違う部分もござい**ます。やはり横断的な部署で対応してきている部分でそれぞれの見解が違うかもしれませんが、既に地元で平成19年11月から説明に入って、きょうで10回ほどになります。そういった地元のご意見、それから今回、条件つきではありますが、81.6%という回答をいただいておりますので、条件を整えば協力できるという回答をいただいておりますので、これはやはり大きな段階ですし、また地元の皆さんの、**確かに反対者の方は反対者として尊重していかなければ**いけません、既に協力できるという方については、やるなら早くやってほしいというご意見もいただいております。やはり**公共事業の中で、一人一人全員が同意しなければ進め**ないかということの判断でございしますが、今回、このような意向調査結果を踏まえて、**市はこの事業をスタートすべく決断した**ということでございます。

ただ今回、今夜、地元の説明会に入って、次のステップに入らせていただくというご理解を得なければ進みませんが、**一歩一歩100%**ということを踏んでやることはちょっと現実あり得ないというふうに考えますので、こういった今までの営み、それから数字的

なもの、こういう中で市はこの事業をぜひ進めていきたいという意思を持っております。よろしく申し上げます。

◆委員（池田国昭） 今のかなりはっきりした市の意向の表明は、今までとはもう全く違う中身と言わざるを得ない。少なくとも 81%だからということにはならないということはずっと条件として言ってきたんですね、確認をしてきたんです。1人でも反対者がいればだめだと、逆に言うと。1人でも反対者がいれば、もちろんそれは内環状北線は別ですよ。内環状北線は別ですが、公共事業とさっきおっしゃいましたが、その辺は正確に言ってもらえれば表現が変わるんなら、もう一回しゃべってもらってもいいですけども、恐らく違わないと思うんですよ。

公共事業じゃなくて史跡指定でやっていく場合には1人でも反対者がいればやらないと、できないというところまでたしか言い切っていて、でも、文化庁の方針が変わったから、部分的にもと言いながらも、それにしても、さっきみたいな外堀を埋めて攻めていくみたいな、堀を掘って逆に攻めていくみたいなやり方だと、ふさわしくない発言というふうにおっしゃる委員もいますが、私は実態はそうなると思うんですよ。部分的にこう進めていくわけですから。

ある公共事業で交差点の真ん中に1軒うちだけ残って、そこだけ残して、実は道路拡幅が進められて10年とか何年間、解決できずに来て、要はあんたのうちだけだよ邪魔しているのはというふうに市民からは、いわばさらしものなんていうとまた言い過ぎかもしれませんが、そういう事業が幾つかあったはずですよ。そういう事態にはしてほしいというのが私の気持ちなんです。それは今のこの数字が出ている以上は、このまま今のように進めていくということになれば、そういうふうにならざるを得ないんじゃないですか。それか、その方が亡くなるというか、そういうご意見がなくなるまで待つということになると、実際には堀を掘って攻めていっちゃうというのと同じじゃないですか。

その辺がこんなにあと10年、11年というふうにおっしゃいましたけれども、私は、市民はそういう形でのお堀の南・西外堀の復元は望んでいないと思うんですよ。これは松本城、お堀も残したい、周辺整備もやりたい、わかりますけれども、その辺こそ大事だといって議会の本会議でも議論はされたんじゃないですか。そこだけちょっともう一度はっきりさせてください。

◎建設部長： 先ほどの私の意見は、道路、それから外堀も合わせた公共事業の一般的な考え方を述べまして、史跡については、教育委員会のほうからまた答弁あるかどうかと思うんですけども、当然、同意が得られなければ、その部分だけ残してなんてことはなかなかできないことですし、やはり誠意、努力して全員のご理解を得て進めていくべきものというふうに私どもは考えております。

◆委員（池田国昭） 今その部分だけ残して整備はできないとおっしゃったということは、その方向でいいんですね、じゃ。時間がかかってもという意味は、そういうふうには着手はしないという意味合いになりますか。そういうふうに私が言うと、違いますと皆さん言いたくなるでしょう、言わざるを得ないでしょう。だから問題だと言っているんですよ、私は。前回は、それでいらっしゃる理事者の中の発言が違ったんですよ。ちょっと、そういうことで市民全員が納得するならば、私は予算上の問題は別として、それはいいでしょうというふうに思いますよ。でも、**そこまでは着手しないということでもいいんですか**、一体工事としてですから。違いますか、どうですか。

◎教育部長： 初めの説明で所長のほうからも申し上げておりますが、史跡を認めていただくという流れの中で、従来は一括式の認定といいますか、そういう考え方を国は示しておりましたが、あるときからこれが部分的に積み上げていくという形での認定ができるというお話に変わりました、市はその部分も受けとめた形で決断といいますか、進めていくということを決めた。

委員のお話の中では、市民の中にさらしものが出てほしくないとかという、本当のそれはお気持ちだと思いますし、私どももそれは真摯に受けとめてやってまいります。同意を得るための一生懸命の取り組みをやらせていただきたいと。事に臨んで不退転の決意を持って、これはやらせていただきたいというふうにお願いをするところでもあります。

◆委員（池田国昭） その同意を持ってということと、皆さん方がこれから進めようとしていることに矛盾は生まれませんか。

それから、さっきあくまで平成20年11月18日は聞きおいたというので、聞きおいたというのはかなりファジーで、どういう意味で反対がいたのかを採用されたかというのがあるんですけども、議会としては議会の経過は経ているといえばそれまでかもしれませんが、それにしたって、皆さん方が今おっしゃっている意味と、それでも進めていって、実際に**部分的に住居が残るみたいなことは起きないと、起きるようなやり方はしないということでもいいんですか**。私はそこがポイントだと思うんですよ、違いますか。ちょっとお答えください。

◎松本城周辺整備課長： **基本的におくれた史跡指定については100%同意でご了解いただいていくというのが大前提です**。

ただ、現状の段階で部分的指定もOKという文化庁の指示もあったということですので、地権者の中にはいつまで待たせるんだ、待っているんだという方もいらっしゃいます。そういう方にはお答えもしていかなければいけない部分がありますので、そういう面で一歩先へ進めさせていただきたいということです。

◆委員（池田国昭） これ以上は堂々めぐりになりますけれども、問題点ははっきりしていると思うんですけれども。それはそうですよ。それやるんなら早くやってほしい。私も地域の方々からお聞きしていますから、やるんなら早くやってほしい。みんな共通しているのはそういうことですよ。それはわかりますけれども、繰り返しますが、部分的に残るみたいなことは生まないと、そういう矛盾はつukらないということで進めていくということではいいですか。それとも、部分的に住居を残して、その住居の前後にお堀をつくるみたいなことを進めちゃうんですか、それだけはっきりしてください。ここが一番のポイントですよ。

◎松本城管理事務所長： このまちづくりのビジョンといたしまして、堀につきましては完全復元というのを目指しておりますので、そこが一番大事だと思っています。ですから、もし反対者がいらっしゃって、どうしてもという方がいらっしゃる場合は、そこがこう抜けるような形になってしまうので、それは絶対ないように進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◆委員（池田国昭） 言葉のやりとりだけになっちゃっていけないんですけれども、私はそういうやり方はしてほしくない。絶対あつてはならないし、それは経過からいっても認められないということで、きょうは報告事項なので、どういふまとめ方をするかわかりませんが、私は今後の取り組みとして、先ほどの意味は、要は、不退転という言葉が出たんですけれども、これから、これできょうを時点にぐっと進めていくということについては賛成できない。以上申し上げておきます。

◆委員（白川延子） 皆様のご意見をいろいろお伺ひして、前回よりも大変大勢の皆様が賛成をさせていただいているという、この事実を見まして、池田委員のおっしゃることもとてもよくわかるんですが、それぞれのおうちの事情で相続にかかわるとか、この景気の問題とか、いろいろなそのうちの事情があろうかと思ひます。それが大きく賛成者の数になっていると思ひますので、私はきちんと線を決めるのではなくて、人はいろいろな生活条件を持っておりますので、本当に線を決めるのではなくて、やっぱり、市の方の誠心誠意の取り組みをしていただくという、少しファジーな部分も残していたほうが物事はよりいいほうへ進むんじゃないかなと私は思ひます。

◆委員（池田国昭） ちょっとじゃ今の発言に関連してもう1点だけ意見。

何というんですかね、今までの公共事業とさっき話が出ましたが、これが違うんだというこで始まったんですよ、少なくとも私の理解は。全体そうだったはずですよ。だから、私は言っているのであつて、一般的な公共事業であれば、それは多数決とは言わないまでも、仮にこの80%を超えるご協力があれば、それは進めていったほうがいいという場合も

あり得ますよ、すなわち 100%でなくてもね。

でも、これは違うので、そのときに市民の声にちゃんと耳を傾けるということとの関連からいって、これは矛盾をはらむ事業になるんじゃないですかと、改めてそういう意味で、もう一度、これは私はそういう気持ちを込めて、矛盾をはらむような事業はやってほしくない。再度申し上げます。

◆委員（太田更三） 反対のような話が出ちゃいましたから、私はこういう松本のシンボルの一つでもあろうし、それから松本の誇れる松本城というのは市民の財産でもありまして、それでそれをしっかりと整備をしていただくということが、我々松本の市民にとっては外に向かって誇れる財産の一つに加えていただけるということになると思いますので、いろいろ問題点はこれからも出てくるでありましようけれども、ぜひ誠意を持って順次進めていってほしい。

このことによって、我々が外に向かって誇れる財産の一つということにしっかりと位置づけてもらいたいというふうに思いますので、外環状の問題とかそういうこともあろうでしょうけれども、松本城の整備という点ではしっかりとやってもらいたい、こういうふうに思います。

○建設委員長（上條俊道） 本件については、ほかに意見、質疑がないようでありますので、これより集約をさせていただきます。

本件につきましては、委員からは、一部指摘、反対がございました。集約自体は報告を受けたという集約にいたしたいと思います。

なお、その中で、従前よりの進め方につきまして、特に史跡指定の分割指定、一括指定の変更につきましては、一部議論が不足している部分の指摘があったこと、また先線の将来性についての計画性も明示していただきたい旨の指摘があったこと、さらに、市道 1057、1056 号線の扱いについても再度検討及び地元の調整が必要である旨の指摘があったこと等を付記いたしまして、報告を受けたとしたいと思いますが、いかがですか。

◆委員（池田国昭） 私の今の発言、この中に含めて入れていただいております。より正確にもう 1 点だけ入れていただきたいかと思うのは、もともとこの手法には矛盾があったと、出発の時点からこういう矛盾があったことを承知で推し進めることについては、そういう点からも賛成できないということもつけ加えていただければありがたいです。

平成24年 2月 当初予算説明会 02月14日

◆議員（池田国昭） 241ページの単独南・西外堀復元事業費に関連して、一般会計化することで合併特例債の利用も考えられるということ、初めてお聞きしたんですけれども、お聞きしたい点は、この間も何度か私確認してきているんですけれども、2つありまして、1つはこの外堀の復元の進め方との関係で、ちょうど今から4年前の2月議会に、外堀の復元に当たっては地籍指定は大前提なので、対象地域内の100%の皆さんの同意が前提というふうに言っているんですけれども、その後、文化庁が変えたと、すなわち部分的でもいいといった場合に、部分的でもいいということは事実上この部分だけ認めて復元していくということは、事実上私は100%同意が崩されているということで、そういうことの前を前提にこの予算を執行するのかどうかお聞きをしたい。これが1つです。

それから2つ目、これも予算に関して、平成24年度どういうふうにお金を使って進めていくかという観点からお聞きしますが、もう一点、重要な点はまず地元の皆さんの100%同意が前提と。その上に地元以外の市民の皆様にも考えられるさまざまな方法、これをとって地元以外の市民の皆さんにも理解を求めるための説明をします。これが当時、ちょうど4年前です。市長は本会議で答弁をしておりますが、たまたま12日に菅谷市長が公約会見をしたときにも、今回は市民の……

（「一般質問にしてくれないかな」と呼ぶ者あり）

◆議員（池田国昭） 市民の皆さんも、一般質問、時間がちょっと足りないので、市民の皆さんの合意の上でということで、そういう市民の皆さんという言葉で今回強調されました。この取り組みの前提で、すなわち地元だけではなくて、市民の皆さんにも諮っていくんだということを前提にこの予算を組まれ執行されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柿澤潔） 予算という部分で答えようがあるかどうか。ここへ盛った意味だけ、ちょっと。

◎松本城管理事務所長： 池田議員の質問に対してお答えをいたします。すみません、ちょっと風邪で声が聞き取りにくくて申しわけございません。

池田議員が平成20年2月議会に際しまして、質問した内容にも関連してくると思っております。そのときの答弁としては、史跡指定には全員の同意が必要、あるいは100%同意が必要だということをご答弁申し上げました。

この事業につきましては、30年来の懸案の事業でありますので、しかも規模もある程度大きいということでもあります。多数の関係者の方々もいらっしゃいますし、またご事情も複雑だということの中で、すぐ全員の同意を得るということはなかなか難しいと思ってお

ります。したがいまして、大きなまちづくりの方向性を共有しながら、慎重に丁寧にご理解をいただけるよう最善を尽くすことが必要だと考えております。

現時点で協力できない方、またご理解をいただけるよう最善を尽くしてまいりますので、どうかご理解をいただきたい。

◆議員（池田国昭） 私、議長に答弁を求めているわけじゃなくて、必要があれば予算質疑の中でやりますけれども、かなり4年前とは変わってきて、それは最善を尽くすのは当たり前です。問題は、100%でなければやらないと言ったのが4年前です。これは100%を目指して、しかもすぐに同意は難しいとはっきり今おっしゃいましたから、私はこの続きは、じゃ議長が望まれるとおり本会議の質疑の中でやりますので、そこはぜひ議長のほうは認めていただくようによろしく願いいたします。

平成24年 2月 定例会 02月22日

◆32番（池田国昭） [登壇]

それでは、通告に従って、議案第41号 平成24年度松本市一般会計予算について。

10款5項6目文化費、単独南・西外堀復元事業費について、この間も議会の中でこれから質問する中身についてはいろいろただしてきたわけですが、残念ながらいまだに私の中ではこの疑義は晴れないということで、どういう方針でこの予算を盛り、この予算が可決された暁にはどういう執行方針でこの事業に臨んでいくのかということに関連して、以下質疑を行いたいと思います。

1つは、議案の説明会でも説明がありましたが、今回この事業費、一般会計に移された。合併特例債ということも視野に入れてというような趣旨の説明があったと思うんですが、改めて一般会計に移したその意図及びどういう理由なのかということについてお伺いをしたいと思います。

また、今回の予算の中に内環状北線の部分の予算は含まれておりませんが、この間の説明の中ではこの南・西外堀の復元という事業と内環状北線の事業は一体の事業という説明が繰り返行われてまいりました。それとの関係で、今後この事業費、事業規模、どんなふうになるのか。実は、せんだって西外堀に関連して、道路にかかわる新しい計画等も出されてきたわけですが、それも含めた場合に、すなわち内環状北線は南外堀にかかわる部分だけだったですけれども、西外堀にも道路のことが関連するとなれば、事業規模が合わせた場合にどの程度になるのか、及びその中で合併特例債を使った場合のことなんですけれども、松本市としての地元負担がどのくらいになるのか、そのことをまず第1番目にお聞きしたいと思います。

次に、2番目です。

この南・西外堀復元の内環状北線一体工事にかかわっては、一貫してこういう説明が当時されておりました。すなわち、**史跡指定との関係では100%の住民の合意がなければできない**。それを裏返せばというか、**1人でも反対者がいればこれはできない**ということが言われてきました。そこで、確かに「できない」と「やらない」というのは、今になってみると、後ほどちょっと触れますけれども、**国語的には違いがあるかな**ということを感じるわけですが、しかし、ちょうど今から4年前の2月27日に行われた、この会場で私がこの事業について質問をいたしました。そのときも、**100%が前提です**と。当時の政策部長は、**対象地域内の皆様の100%同意が必要であります**と、こういうふうに答弁をして、私は少なくとも、確かに「できない」と「やらない」は国語的には意味合いに違いがありますけれども、でも少なくともこの当時、「できない」はイコール「やらない」、やりません**ということの同義語であった**と。後ほど紹介しますが、私だけではなくて、そういうふうに受けとめたのがごくごく自然だったということでした。

しかし、それがその後、平成21年7月過ぎになって、文化庁との協議の中で、史跡指定は一括すべてでなくても、部分的にも指定が可能という説明を受けたということで、その時点からこの事業にかかわる内容が、私はかなり変わったというふうに申し上げたいと思うんです。すなわち、平成21年12月8日に大手の公民館で地元の説明会がございました。このときに、今申し上げた文化庁との話し合いの中で、ブロックモードという言葉が出たかどうか、部分的にの指定もあり得るんだという趣旨の新しい情報を住民説明会に投げかけたところ、そこに参加をしていた参加者が、ここからその人の発言ですね、会議録による、「**全員が納得しなくても進めるということならば、初めに市役所が話を持ってきたときはさかさま、逆の話になる**」と、**こういう発言を住民の方がしておられます**。ここにもあらわれているように、明らかに私は意味合いが変わってきたというふうに思うんです。つまり、ブロックモードという表現が使われておりますけれども、部分的に指定することも可能ということで、**それまでの100%同意でなければできない、1人でも反対者がいるとできない、イコールやらない**という意味合いの内容が、**反対者がいてもできると、まさに反対、逆に変わってきてしまった**と。この住民の方が逆になったと言っているここに、私は一番の、ここからがらっと変わってきたというふうに思うんです。

しかし、私はその文化庁がどう言ったかはともかくとして、この事業を進める一番の出発点の時点で、この本会議の中での一般質問に対する答弁からして、それを文化庁が言ったから市民との関係を変えていいというものには私はならないというふうに思うんです。もしですね……

○議長（柿澤潔） 池田議員、簡潔にお願いできますか。

◆32番（池田国昭） 簡潔にやるために申し上げます。もし、初めから、この「で

きない」と「やらない」ということを、言葉が違うんだとって使い分けていたとすれば、これは明らかに確信犯にもなるし、そうでないとすれば、いわば切りかえて強引に進めるというふうに言われても仕方がないんですが、お聞き……

○議長（柿澤潔） 聞きたい部分を的確に言ってください。

◆32番（池田国昭） お聞きしたいのはとこれから入るんですよ。お聞きしたいのは、1人でも反対者がいればやらないという方針に変わりがないのかどうか。それとも、平成23年3月10日にいろいろ議論があったんですけども、その中で部長がこう答弁していました、私の質問に。「100%が賛成に回らなければ、この事業は一切やらないというのは、やっぱりそれは少しかたくな過ぎる」という公式答弁があったんですが、こういう立場に変えたのかどうか。ここのところをはっきりさせていただきたい。

（「一般質問」と呼ぶ者あり）

◆32番（池田国昭） 一般質問ではありません。この予算の執行に当たっての基本的な考え方の疑義です。まず、このことについて明らかにしていただきたい。

また、実際にブロックモードで指定が受けられれば、その地域が更地になって、すべての方が立ち退くまで空き地として、その瞬間は空き地と住宅が混在したままの状態が続くということもあり得るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

3番目に、肝心なことは、この反対者がいるかどうかの見きわめの時期なんです。そこで、この見きわめの時期をどの時点に設定するのか。いつまでもそこで判断するその期限を定めることなく、別の言葉で言えば、反対者がいなくなるまではというような形で持っていくとすれば、これは許されない。見きわめの時期ですが、既にその時期は終わったという認識なのか、それとも今後その見きわめの時期を設定するとすればいつ設定するつもりなのか、これが3番目です。

4番目に、最後に、私はこのことで質問をしたときに、4年前ですね、住民参加という、住民が主人公という菅谷市長の市政の今後のあり方との関係で、当時市が直結道路、その前は合併等々で、意向確認ということのあり方、地方自治体の中で住民との関係でいろいろな事業を進める際に、意向確認というのは非常に重要だということとの関連で質問をいたしました。市長は、ちょっと省略ですが、あくまで住民の皆さんの理解を求めて、強引にはやらないという市長の答弁に加えて、当時の政策部長はこういうふうに答弁しています。まず、その意向確認については……

○議長（柿澤潔） 池田議員、簡潔にお願いできますか。もう既に12分経過しました。

◆32番（池田国昭） 時間の問題ではないでしょう。「対象地区の100%の同意のその後

に地元以外の市民の皆さんに理解をいただくように努めてまいります」とこういうふう
に当時の政策部長は答弁しております。そのこととの関係で、意向確認はどのように、いつ
の時期に行うつもりなのか、このことを4番目にお伺いして、質疑の1回目といたします。

○議長（柿澤潔） 教育部長。

◎教育部長： [登壇]

池田議員の議案第41号 平成24年度松本市一般会計予算のうち、文化費に関してのご
質問に総括的にお答えいたします。

新年度予算に計上している南・西外堀に係る測量費についての考え方でございます。

これは、昨年実施した地元意向調査において、地元から具体的な条件提示を求められた
ことを受けまして、測量経費を今回予算化したものでございます。測量は地元のご判断を
いただくためにも必要で、その結果をもとにより具体的な説明や話し合いを行い、地元
の皆様のご考えを慎重に見きわめ、ご協力いただけるよう最善を尽くしてまいります。現時
点ではご協力いただけない地権者の皆様がいらっしゃる中で、**最終的には全員の合意を
いただくことが大前提でございます**ので、それに向けまして粘り強く最大限の努力をしてま
います。

平成19年に事業への着手を表明して以来、**その後の市政まちかどトーク、また平成23
年3月策定の松本市総合計画に係る市民会議とパブリックコメント、平成23年6月策定の
松本市歴史的風致維持向上計画におけるパブリックコメントなど、さまざまな機会をとら
えまして、市民の皆様へこの事業や松本城を中心としたまちづくりの必要性についてお伝
えし、ご意見をいただく機会を設けてまいりました。今後も議会における議論を中心とし
つつ、広く市民の皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。**

以上です。

○議長（柿澤潔） 32番 池田国昭議員。

◆32番（池田国昭） [登壇]

私の疑義は晴れません。すなわち、私が質問したことに答えてもらえないのでしょうか。

（「質疑じゃだめですよ」と呼ぶ者あり）

◆32番（池田国昭） いや、質疑は疑義をただす質問なんです。ですから、私はそれ
は測量だけの予算だということで、この私の質疑の質問に答えないというのなら、それは
1つの方法かもしれませんが、それでは事は済まないというふうに思うんですよ。

例えば、それなら申し上げますが、**平成23年12月9日に議会に諮られました。そのと**

きにいろいろな議論がされて、その日の夜に、いわば市としてはこの事業を進めますということを住民の皆さんに説明をする説明会が市役所の大会議室で行われました。このときにいろいろな方が、少なくとも私が数えても三、四人の方は反対とはっきり述べていますよ。これは議事録ですからオープンにしていいと思うんですけども、例えば医師会の方ということで書かれている議事録によれば、地権者の合意を得られたというけれども、税金を使う事業なので市民のコンセンサスが得られているのか、時期を考えて再度意向調査を市民全体にしてほしいと。これは私が言った4番目の質問ですよ。これについてはぜひ答えてもらいたい。それから、ある方はこう言っています。自分はお堀の整備で家もなくなるし、仕事もなくなると。それを黙って見過ごすわけにはいかないということで、衣食住は憲法に保障されているので、この計画はそれを無視して出ていきなさいと言われていよう嫌な感じがすると。先代からの土地に生活し続けたいと。こういう意見が反対者としてあるわけじゃないですか。これはこういうのをどう扱いながらこの事業をどういうふうに進めていくのかということについて、私が質問したことに対し答えがないということになると、私ら議員はこの予算に関して、要はどうしたらいいのか、是非を判断する上で何も判断材料がないじゃないですか。そこところが答えられないと言うなら、その答えられない理由も含めて、ぜひ明らかにしてください。

以上で2回目終わります。

○議長（柿澤潔） 教育部長。

◎教育部長： [登壇]

池田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

答弁中、質問に対する答えがないというご質問でございますが、1回目の答弁の中で、市民、関係者の事業に対する理解、協力を得られるよう最善を尽くしてまいりたいということでお答えしてございます。その方向で進めさせていただきます。

以上です。

○議長（柿澤潔） 32番 池田国昭議員。

◆32番（池田国昭） [登壇]

理解を求めていくということと、理解を求めていくんだからやるんだということと、反対者がいけばできない、当時は「やらない」と同義語だったということとの関係は、今になってどういうふうに説明をするんですか。私は普通に考えて、市民の皆さんもそうだし、先ほどご紹介をした住民の皆さんの説明会の中でも、それは話が逆じゃないかと、おかしくなっているじゃないかという趣旨のことを言われているのに、あくまで理解を求めて進めますと。それならば、初めからそういうふうに言えばいいじゃないですか、反対者がいた

ってやるんだと。そういうふうには言わなくて来ておいて、現に反対者がいるのにこれを進めるということになれば、それはやはり私はだれが聞いたってこれは納得できない。

ですから、私の質問にぜひお答えしてもらいたい。例えば、じゃ既にその反対者がいないという判断を仮にするんだとすれば、したとすれば、じゃ住民説明会を今後どういうふうにするのかという質問を聞いているのに、それにも答弁がない。あくまでとにかく理解を得るように進めるだけということだけで私の質疑に答えたということにはどう考えたって無理がありますよ。あと私が質疑ができるのは、これであともう1回しか残っていませんから、ぜひ1回目の……

○議長（柿澤潔） もう残っていません。

◆32番（池田国昭） 残っていませんか。でも、1回目の質問に答えていないとすれば、私は議長のほうから答えてもらうように促していただきたい。

以上を申し上げて質疑を終わります。

○議長（柿澤潔） 教育部長。

◎教育部長： [登壇]

池田議員の3回目のご質問にお答えいたします。

この事業について、文化庁の指導判断が変わったということは確かにありまして、ただしそれについてこの事業をできない、それからやらないという論議にはならないと考えております。文化庁の現在の判断では、部分的に進行させてもよろしいということになっておる中で、そこが変わった部分ですが、それにより市は事業全体が進むということで現在動いておるということです。どのような事業につきましても、スタート時におきまして100%の合意が得られ、賛成がある中で動くというものは逆にまれではないかという、これは私としての感想ではありますが、そういった中で、1つずつを積み上げ全体の賛成を得ていくという手法でこの仕事を進めさせていただきたいと思っております。

平成24年 10月 臨時会（第2回） 10月30日

◆32番（池田国昭） [登壇]

日本共産党を代表して、継続審査中の議案第9号 平成23年度松本市歳入歳出決算の認定について、意見を申し上げます。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震と津波による甚大な被害の上に、

東京電力福島第一原発事故による被害が加わり、我が国の歴史でも未曾有の大災害となりました。

そしてこの大震災と原発事故は、これまでの日本の政治のあり方を根本から問うものとなりました。そうした中で平成 23 年度予算執行が行われましたが、これが今までにない最大の特徴の年だったと言えます。

そして 6 月 30 日には、過去の記憶の中では経験したことのないような揺れと震災が松本市で起こりました。「国家の使命とは、国民の命を守り、国を守ることであります。確かに産業、経済の振興が大事であることは当然であります、国民の命があつてこそ、その上に初めて産業、経済があるものと、このように私は考えております。」、これは昨年 6 月議会での菅谷市長の発言ですが、まさに政治と日本社会のあり方が根本から問われ、地方自治体のあり方も問われた中での平成 23 年度でした。いわば命か経済か、どちらが優先かが問われたわけです。

そんな中で、チェルノブイリでの貴重な経験を持つ菅谷市長ならではのすぐれた卓見と、とりわけ子供たちを放射線と内部被曝から守るための一連の施策と行動は、国の対応のおくれの中で、地方自治体の長としてのまさに異彩を放ったものと言えるものです。ごくごく一部の心ない、手厚過ぎるなどという論については、さきの 9 月議会で述べてあるので、改めて詳細は触れませんが、人類の未来にもかかわるこの問題への認識と危機意識の欠如と言わざるを得ません。

給食材料への対応も、全国の先陣を切るものでした。引き続き、松本市として被災者、避難者の方々への支援、とりわけ子供たちへの健康と未来を守る立場からも、この分野での積極施策を望むものです。

また、平成 23 年 10 月 3 日から実施された住宅リフォーム助成制度は、地域経済の立て直しに貢献する上でも、加えて事実上、地震で被災した個人住宅への助成制度として全国にも発信できるこの対応は、実に地方自治体のあり方にかかわる事業として評価できるものです。

そのほかにも、詳細は割愛しますが、平成 23 年度の施策の中で幾つかの前進と評価点を確認することができます。

さて、市民生活自体に目をやると、引き続きその状態は悪化の一方の中での平成 23 年度でした。市民の所得は引き続き下降の中、一方で市民の負担は重くなる一方と。健康福祉分野での一定の負担軽減策があるものの、国民健康保険制度にかかわる分野では、平成 22 年度からの 2 年連続の保険税の引き上げの 2 年目が 23 年度であり、加えて限度額も引き上げられるなど、まさに凶作時のより重い年貢の取り立てと言えるような事態が進行してきたのが、この平成 23 年度と言えます。

国保会計の健全化のための一連の取り組みによって、収納率が 2 年連続で上向いてはいますが、国保会計を守るための施策の結果として、市民の健康が害されるようなことがあってはなりません。健康保険制度に照らせば、まさに本末転倒と言わざるを得ない。国民

健康保険は社会保障制度です。相互扶助の立場に立つ限り、さらに負担がふえる悪循環を招きます。今こそこの立場を見直し、一般会計からの繰り入れをふやして負担の軽減を求めるものです。

また、地域経済の活性化に関連して住宅リフォーム助成制度について申し上げました。地域経済の立て直しには市域の中での内需の拡大こそ基本です。社会保障分野を初め、行政にかかわる市民負担の軽減は、そうした面からも重要ですが、何よりも松本市の経済を支える既存の市内の中小零細業者へのきめ細やかな対応が重要です。

20世紀の企業呼び込み型の地域経済の活性化策は、いわば時代おくれと言われる策です。平成23年度は、新松本工業団地建設が本格化しましたが、市としての予算と人員への投資がどれだけ今の経済情勢の中で地域経済の発展に寄与するか、また、造成した土地が売切れるのかどうか、実に不安を覚えるものです。

消費税が2014年に8%、15年には10%に上げられようとしています。今は何とかやっているが、今でも消費税を払うために借金をしている、これが8%、10%になったらもう店を閉めるしかない、これが市内の業者の皆さんの実態ですが、こうした市内の業者のリアルな実態を把握することこそ、そしてその対策を具体化することこそが地域経済を守るためには必要です。予算と人員を既存の市内の業者に寄り添ったきめ細やかな施策に充て、中小企業振興条例を制定し、改めて松本市の経済ビジョンの見直しを求めたいと思います。

このことに関連して、平成23年度に本格化したヘルスバレー構想について申し上げます。

これについては、機会あるごとに申し上げてまいりました。健康寿命延伸は、だれもが望むものであり、これに関する施策は大いに進めるべきです。しかし、これに絡んでの新需要創造と称してのヘルスバレー構想は別物と言わなければなりません。実際にこの事業の実現性にも疑問がありますし、そもそもここに予算と職員をシフトするだけの余裕と体制が松本市にあるのでしょうか。結果的に大企業のもうけのために利用されることになりはしないか、実に懸念される中身です。

南・西外堀復元と内環状北線の拡幅工事についてです。

事実上、一人でも反対者がいればやらないと言ったこの一体工事は、文化庁の方針転換を契機に、反対者がいても実行するという事になってまいりました。まず、こうしたやり方が一番の問題点です。確かに松本城を中心としたまちづくりは市民の願いでもあるし、重要な施策です。しかし、今のこの市民生活の実態との関係で、今すぐ行わなければならない事業なのか、財政的には大丈夫なのか、また、先ほど市長の提案説明の中にもあった、歩いてにぎわうまちづくりという関係からも、見直しをする必要がないのかどうか、住民と市民の合意を踏まえての展開が求められると思います。

以上、ぬきんでたものを含めて評価点は多々あるものの、懸念材料と問題点をそのままにしての平成23年度の予算執行でした。そうした意味で、予算案審議の際に申し上げた議論も含めて、今回のこの議案、平成23年度決算には賛成できないことを申し上げたいと思

います。

なお、指摘してきた問題点や懸念材料に関しての議論が決算特別委員会で行われなかったことについては、まことに残念に思うものであります。

冒頭に申し上げました。平成 23 年度は、国政だけではなく、地方政治のあり方も根本からの見直しが求められました。住民の暮らしの日々の安心と安定があつてこそ初めての福祉と健康、健康寿命延伸です。住民の福祉の向上が地方自治体に課せられた任務、そのためには、国の政治に対してもはっきりと物を言う政治姿勢が、これからは求められます。また、これなくして市民の命と暮らしを守ることもできません。改めてこの立場からの施策を求めて、議案に対する意見といたします。

以上です。